

別表2 社会福祉士資格に基づく業務

※ いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

※ 資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

社会福祉士資格に基づく業務として認められる施設・事業、職種については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に関わる介護等の業務の範囲等について」（昭和 62 年 2 月 12 日付社庶第 29 号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）別添 1 により定められているものと同等とします。

1. 高齢者分野

介護保険法

種別 （対象となる施設・事業者等）	職種 （対象となる職員）
指定介護老人福祉施設	生活相談員
介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
指定特定施設入居者生活介護を行う施設 （指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む。）	生活相談員 計画作成担当者
指定通所介護を行う施設 （基準該当通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防通所介護、第一号通所事業、指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症型通所介護を行う施設を含む。）	生活相談員
指定短期入所生活介護を行う施設 （基準該当短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む。）	
指定通所リハビリテーションを行う施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む。）	支援相談員
指定短期入所療養介護を行う施設 （指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む。）	支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
第一号介護予防支援事業を行っている事業所	

老人福祉法

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
養護老人ホーム	生活相談員
特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。）	
軽費老人ホーム	生活相談員、主任生活相談員
老人福祉センター	相談・指導を行う職員
老人短期入所施設	生活相談員
老人デイサービスセンター	
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員
有料老人ホーム	生活相談員

その他

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員
高齢者の安心な住まい確保に資する事業	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員

1. 障害者分野

障害者総合支援法

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
地域活動支援センター	指導員
障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
一般相談支援事業所	相談支援専門員
相談支援事業を行う施設	
特定相談支援事業所	相談支援専門員、相談支援員
障害福祉サービスを行う施設	生活支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員、就労支援員、職業指導員
	療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助を行う施設

種別 （対象となる施設・事業者等）		職種 （対象となる職員）
福祉ホーム		管理人
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮	生活支援員
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉ホーム	管理人
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業 日中一時支援事業 障害者相談支援事業	相談援助業務を行っている職員

身体障害者福祉法

種別 （対象となる施設・事業者等）	職種 （対象となる職員）
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応じる職員
点字図書館	相談援助業務を行っている職員

知的障害者福祉法

種別 （対象となる施設・事業者等）	職種 （対象となる職員）
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

種別 （対象となる施設・事業者等）	職種 （対象となる職員）
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員

発達障害者支援法

種別 （対象となる施設・事業者等）	職種 （対象となる職員）
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員

その他

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援者、生活支援担当職員
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	
精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員は除く。）
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設	
第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

1. 児童分野

児童福祉法

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員
母子生活支援施設	母子支援員（改正前の母子指導員）、少年指導員、個別対応職員、自立支援担当職員
児童養護施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員
障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員、児童発達支援管理責任者、心理担当職員
知的障害児施設	児童指導員
知的障害児通園施設	

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
盲ろうあ児施設	児童指導員
肢体不自由児施設	
児童心理治療施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員
重症心身障害児施設	児童指導員、心理指導員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、自立支援担当職員
児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）
障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く） 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業	指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）、訪問支援員（児童指導員、心理指導担当職員に限る）
障害児相談支援事業	相談支援専門員、相談支援員
乳児院	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
指定発達支援医療機関 （国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの）	児童指導員
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員、個別対応職員、自立支援担当職員
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者、里親等支援員、里親研修等担当者、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、養育等相談支援員
医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行う職員
養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
児童厚生施設（児童遊園を除く）	職員のうち相談援助業務を行っている者
親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員
妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター、母子支援員
子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員、母子保健に関する各種の相談に応ずる職員、統括支援員
地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員

その他

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
児童デイサービス事業（障害児通園事業）	
「地域生活支援事業」の障害児等療育支援事業を行っている施設	
心身障害児総合通園センター	
子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） （乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等において実施する事業）	
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター

1. その他分野

社会福祉法

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員） 身体障害者福祉司（指導監督を行う職員） 知的障害者福祉司（指導監督を行う職員） 老人福祉指導主事（指導監督を行う職員） 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員 女性相談支援員 母子・父子自立支援員、母子相談員 就労支援員
隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員） 福祉活動専門員
市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対する者に限る。）

生活保護法

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
救護施設	生活指導員
更生施設	
授産施設	指導員（作業・職業指導員を除く）
宿泊提供施設	
被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者

生活困窮者自立支援法

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所、生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援担当者、家計改善支援員（家計相談支援員を含む。）

その他

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
保健所	精神保健福祉相談員、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員
病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
	退院後生活環境相談員
女性相談支援センター	相談支援員、心理支援員、女性相談支援員
女性自立支援施設	入所者を自立支援を行う職員
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年院	
少年鑑別所	法務教官、法務技官（心理）
地方更生保護委員会	保護観察官、社会復帰調整官

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
母子家庭等就業・自立センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
就労支援事業を行っている事業所 （自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業所）	就労支援員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている職員
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	
自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
難病相談支援センター	難病相談支援員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
地域若者サポートステーション	
子ども・若者総合相談センター	
母子健康包括支援センター	母子保健に関する相談に応じる職員
産後ケア事業を実施する施設	相談に応じる職員
家庭裁判所	家庭裁判所調査官
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員